

長崎市監査公表第 22 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があつたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、次のとおり公表します。

令和 7 年 12 月 26 日

長崎市監査委員 小田 徹
同 三谷 利博
同 永尾 春文
同 山崎 猛

1 監査の種類

包括外部監査（令和 5 年 3 月 28 日付 長崎市監査公表第 8 号）

2 監査の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 28 日まで

3 措置を講じた部局

区分	部局名	所属名
指摘	経済産業部	産業雇用政策課
	南総合事務所	地域福祉課
	福祉部	障害福祉課
	環境部	環境政策課 ゼロカーボンシティ推進室
	市民生活部	スポーツ振興課
意見	経済産業部	産業雇用政策課 中央卸売市場
	南総合事務所	地域福祉課
	福祉部	障害福祉課
	水産農林部	水産農林政策課
	環境部	環境政策課
	市民生活部	スポーツ振興課

4 措置を講じた内容

監査の結果に基づき、市長が措置を講じた内容は別紙のとおりである。

所属名	指摘	措置
産業雇用政策課	<ul style="list-style-type: none"> （一財）長崎市勤労者サービスセンター <p>【指 1-1】会計処理の誤りについて 振替仕訳の単純な誤りがあった。金額的には軽微であるが、令和 2 年度も同様の誤りがあったため、今後は、同じ誤りが発生しないように改善して頂きたい。</p>	会計処理については、複数人でチェックするなど、同様の誤りが発生しないよう対応する。
南総合事務所地域福祉課	<ul style="list-style-type: none"> （一財）長崎市野母崎振興公社 <p>【指 3-1】ごみ収集車のリースに係る会計処理について 現在使用しているごみ収集車のリース契約で、ファイナンス・リース取引に該当するものが 1 件あった。所有権移転外ファイナンス・リース取引に該当し、かつ、賃貸借処理が認められる場合に該当しないため、売買処理を適用するのが正しい会計処理であった。</p>	公社が令和 7 年 3 月 31 日に解散したもの。
障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> （社福）長崎市社会福祉事業団 <p>【指 5-3】備品等の管理について 備品を適正に管理するという観点からは少なくとも年に 1 回は備品の実査をするべきである。</p>	令和 4 年度より、障害福祉課及び社会福祉法人長崎市社会福祉事業団において、備品の実査を実施しており、今後も継続して実施し、適正な備品管理に努める。
障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> （社福）長崎市社会福祉事業団 <p>【指 5-4】経理規程の記載上の誤りについて 計算書類においては、会計基準に従い開示が必要な注記はすべて記載されている一方、経理規程において、計算書類の注記事項についての記載に誤り及び不足があった。経理規程の改定を速やかに行うべきである。</p>	社会福祉法人長崎市社会福祉事業団において、令和 4 年 12 月 19 日付けで改正が行われている。

所属名	指摘	措置
環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> （一財）クリーンながさき <p>【指 6-1】財団法人における剰余金の留保について 令和 3 年度まで 443,659 千円の繰越利益剰余金が積み上がっているが、現状の繰越利益剰余金の将来的な使途を明確にし、剰余金を確実に利用すること、及び、長崎市が適時に資金回収出来ないという点も考慮し、使途が不明な剰余金が今後留保されないように経営を行うことに留意して頂きたい。</p>	<p>し尿収集運搬業務は市の自治事務であるとともに、市民の生活環境を保全するうえで最も重要な業務の 1 つである。このため、クリーンながさきにおいては、「廃棄物の適正処理を通じて公衆衛生の向上を行い、もって生活環境の保全及び市民生活の向上に寄与することを目的とする」ことを定款に記載し、その経営においては、市民サービスの低下や混乱が発生しないよう、将来にわたる安定性・継続性が強く求められる。</p> <p>一方で、クリーンながさきの今後の経営については、基幹業務であるし尿収集運搬事業が人口減少や空家の増加等に伴う収集世帯の減少や散在化により、今後さらに厳しい経営環境におかれる見込みであり、また、（株）長崎衛生公社から引き継いだ営業権を令和 13 年度まで継続して償却していく必要があること、収益性の確保のために展開していた付帯事業についても今後縮小していく考え方もあることなどから、今後一定期間は剰余金を取り崩しながらの運営になると予想している。</p> <p>このような状況があることから、これまで企業努力により積み上げてきた剰余金については、今後も会社の目的たる、し尿収集運搬業務を安定して継続するための財源として留保し使用することとしたい。</p>
スポーツ振興課	<ul style="list-style-type: none"> （公財）長崎市スポーツ協会 <p>【指 7-1】公益法人化した判断過程の明確化について 公益財団法人を選択した検討過程及び判断理由が確認できる資料が残っていないため、適切な文書化及び保存について検討</p>	<p>公益財団法人への移行については、平成 22 年度から 26 年度の理事会で審議されていることから、公益財団法人化の設立の経緯等を明確にするため、当該理事会の議事録を別冊と</p>

所属名	指摘	措置
	頂きたい。	して保存した。
スポーツ振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・ (公財) 長崎市スポーツ協会 <p>【指 7-4】現金実査の頻度について 会計処理規程の記載と業務運営の実態が不整合となっている状態にあるため、会計処理規程の記載に合わせて日次で現金実査を行うようにする、又は、適切な頻度を定めて会計処理規程を適宜修正頂く等、現金実査について今後の方針を整理頂きたい。</p>	令和 5 年 4 月 1 日から会計規程に基づき、毎日金種別明細書を作成し、現金実査を行っている。
スポーツ振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・ (公財) 長崎市スポーツ協会 <p>【指 7-5】駐車場設備のリースに係る会計処理について 駐車場設備のリース契約について、現状ではオペレーティング・リース取引として賃貸借処理を行っているが、契約内容等の実態からするとファイナンス・リース取引と考えられるため、売買取引に準じた会計処理に修正することを検討頂きたい。</p>	令和 4 年度の決算時に、売買取引に準じた会計処理の修正を行った。
スポーツ振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・ (公財) 長崎市スポーツ協会 <p>【指 7-8】公告方法の不備について 長崎市スポーツ協会は公告方法を電子公告と定めていたが、登記上表示された URL はウェブサービスの終了により表示されない状態となっていたことから、法令違反の状態であった。公告方法の変更等の定款変更が必要である。</p>	令和 5 年 3 月 24 日付で登記変更を行い、閲覧可能な URL に修正を行った。
ゼロカーボンシティ推進室	<ul style="list-style-type: none"> ・ (株) ながさきサステナエナジー <p>【指 10-1】業務執行の人員体制について 従業員の 1 名が経営計画の作成、役員との調整、事業進捗管</p>	令和 5 年度から正規職員 1 名を追加で配置している。

所属名	指摘	措置
	理等、総務・契約担当、庶務・経理担当を全て兼務している状態であり、業務量に比べて人員が不足しているほか、業務の遂行、経理面でも適時な監督が出来ている状況ではない。このため、人員増強及び業務の効率化等により人為的ミスや不正を十分に防止できる適切な内部統制の整備が必要と考える。	
ゼロカーボンシティ推進室	<ul style="list-style-type: none"> ・ (株)ながさきサステナエナジー 【指 10-2】 経理規程の記載について 経理規程中の条項について、有価証券の評価方法、エネルギー供給事業における売上の計上基準時、売掛金の残高確認等の頻度、返品に関する規定など、会社の実態に適合した修正が必要である。 	会社の実態に則した経理規程に修正し、R5.5.30 の取締役会で承認を得ている。
ゼロカーボンシティ推進室	<ul style="list-style-type: none"> ・ (株)ながさきサステナエナジー 【指 10-3】 就業規則等の労働関係諸規定について 労務者（従業員）一般に適用される就業規則と、パートタイム労務者に適用されるパートタイム労働者就業規則で、懲戒事由、解雇事由などの規定が統一されておらず、パート労働法の趣旨に反する状態となっている。 	就業規則及びパートタイム労働者就業規則を修正し、R5.5.30 の取締役会で承認を得ている。

所属名	意見	措置
産業雇用政策課	<ul style="list-style-type: none"> （一財）長崎市勤労者サービスセンター <p>【意 1-2】賞与引当金の計上について 適正な期間損益計算を行うためには、支給見込額のうち当期に帰属する額を賞与引当金として計上することが望ましい。</p>	顧問税理士との協議の結果、当法人の規模程度であれば、賞与引当金を計上しなくとも、期間損益計算に影響を及ぼさないことから、現状のままの処理で対応する。
産業雇用政策課	<ul style="list-style-type: none"> （一財）長崎市勤労者サービスセンター <p>【意 1-3】財務諸表の注記について (一財)長崎市勤労者サービスセンターは公益法人ではないが、財務規定で公益法人会計基準を採用するとしている以上、公益法人会計基準に沿った注記を行うことが望ましい。</p>	公益法人会計基準に沿った注記に修正した。
産業雇用政策課	<ul style="list-style-type: none"> （一財）長崎市勤労者サービスセンター <p>【意 1-4】就業規則の各規程について 採用時における提出書類や雇用期間更新の判断基準に関しその実体を踏まえ、また退職や解雇につき適用場面を踏まえた各規程の在り方について検討することが望ましい。 加えて、中小企業退職金共済事業団から支払われる退職金につき、解雇時において当然に「支給しない」とする定めについては適切ではなく、その点についても検討されたい。</p>	就業規程に定められた必要書類を提出するよう徹底した。また、雇用更新の判断基準、中退共退職金を支払わない場合の条件の明確化など、就業規程の改正を行った。
水産農林政策課	<ul style="list-style-type: none"> （一財）長崎ロープウェイ・水族館 <p>【意 2-1】駐車場の管理委託について 駐車場の管理については、網場駐車場管理運営協議会への管理運営が再委託されている（随意契約）。この点、委託料については本件駐車場に管理上想定される人員配置に係る人件費を積算した額を根拠とされているが、実際の労働実態（各人員</p>	本件場の管理に係る人員配置やトラブル時の対応状況につきましては、令和5年度よりヒアリング等を実施することとし、現契約に係る業務内容が適正に履行されているかどうかの確認を行っている。 網場駐車場管理運営協議会への随意契約については、本件

所属名	意見	措置
	<p>配置)については把握されていない。また、トラブル時の迅速な対応等の具体的な対応状況についてはその都度等を含め不明瞭な部分がある。長崎市漁港管理条例との要件充足性の観点からも、委託料の金額及び随意契約と必要性については、改めて検討することが望ましい。</p>	<p>駐車場は漁港区域内に存していることから、地元漁協で構成された当該協議会が、漁港施設として一体的に適正な維持運営を行う必要があるほか、当該協議会の所在地が本件駐車場のすぐそばであることから、日々の駐車場の開閉やトラブル時の迅速な対応が可能である等の理由により、妥当であるものと整理している。</p> <p>また、駐車場の管理に係る令和5年度の契約に当たっては、業務を漁港施設としての管理と一体的に実施すべき内容に限るものとし、週末や長期休暇期間の車両誘導及び植栽メンテナンスの業務を仕様から外す等したことに伴い、委託料を前年度から減額している。</p>
水産農林政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ (一財) 長崎ロープウェイ・水族館 <p>【意 2-4】長崎ペンギン水族館について 新型コロナウィルスの影響は今後も続くことが予想されるが、引き続き利用促進活動等に努め、効率的な事業運営のもと市民サービスの向上並びに観光振興に貢献されることを期待する。</p>	<p>これまでにおいても、一部やむを得ず実施できなかったイベント等はあったが、感染対策を講じたうえで、各種体験イベントや季節ごとの特別企画展等、利用者がより楽しめるような数多くの取組みを工夫して実施してきており、今後も引き続き、状況に応じた利用促進活動に努める。</p>
南総合事務所地域福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・ (一財) 長崎市野母崎振興公社 <p>【意 3-3】就業規則の各規程について 採用条件における提出書類に関する規程については、実際の運用を踏まえる必要がある。 また、解雇時における退職金につき、中小企業退職金共済事業本部との関係の規程は適切とは言えず、また適用場面において混乱を生じさせかねない抽象的なものとなっている。経営方針等に照らせば見直しの必要性は高いといえないが、運用について検討事項を含め考慮に入れるべきものである。</p>	<p>採用時の提出書類については、公社が令和7年3月31日をもって解散したため、就業規則の見直しは行っていない。</p>

所属名	意見	措置
南総合事務所地域福祉課	<ul style="list-style-type: none"> （一財）長崎市野母崎振興公社 【意 3-4】従業員の取り扱いについて 公社として解散を検討する場合には、現在受託する廃棄物収集業務という公的性質も踏まえ、その解散時期や内容、職員の取り扱いや事前アナウンス、新たな民間業者との関係性等についても検討することが望まれる。 	公社が令和 7 年 3 月 31 日に解散したもの。
障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> （社福）長崎市社会福祉事業団 【意 5-1】平成 24 年検討委員会最終報告の対応について 長崎市障害福祉センターの指定管理を非公募で行うこととした理由について、当団体の主張そのものに疑義はないが、非公募にして当団体のみで長期的に運営を行っていく可能性と共に、公募に限らず民間の活力をうまく利用できる手法を積極的に考えていただきたい。 	<p>社会福祉法人長崎市社会福祉事業団は、障害福祉センターを運営するため長崎市が設立した団体であり、今後も障害福祉センターの指定管理者については非公募で対応したい。</p> <p>なお、現在の指定管理の形態を継続する中で、専門性の高い業務を安定的に提供するとともに、維持管理業務などについて、民間の活力を取り入れる手法や可能性について検討していく。</p>
環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> （一財）クリーンながさき 【意 6-1】入場禁止の措置と法的位置づけについて 就業規則中に、労働者が有責の一定の場合に入場の禁止、退場を命じることができる旨の規定があるが、その際の法的位置づけ（給与の支払義務など）を規定上明確にすることが望ましい。 	就業規則第 36 条の規定に基づく「職員給与規程」第 18 条により、給与を減額することとして規定上明確となっている。
環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> （一財）クリーンながさき 【意 6-3】浄化槽の収集精掃業務の料金設定について 浄化槽の収集精掃業務の料金については、現状規制はなくクリーンながさきが任意に決定することができる状況であるが、浄化槽の収集清掃業務が 1 社独占であり市場競争が働いていない 	浄化槽の精掃・収集運搬業務は委託業務ではなく許可制により行っており、市町村が処理していない一般廃棄物の処理手数料を条例で定めることはできないこととなっているため、市で料金の上限等を定めることはできない。（「（参考）」）

所属名	意見	措置
	いため、料金についてはし尿収集運搬業務と同様に何らかの規制を設けた方が望ましい。	<p>廃掃法の疑義について（処理手数料に関する国の回答）」参照）</p> <p>なお、旧長崎市地区はクリーンながさき 1 者の許可となつており、市場に競争が働いていないが、浄化槽収集運搬業務の適正な運営を継続的かつ安定的に確保するためには、地域ごとに 1 者に対して許可を行う必要があると考えている。なお、平成 26 年 1 月 28 日の最高裁判決は、「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる」としている（「(参考) 平成 26 年 1 月 28 日の最高裁判決（廃対より）」参照）</p>
環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> （一財）クリーンながさき <p>【意 6-4】車両のリースに係る会計処理について</p> <p>車両のリース契約に関して従前オペレーティング・リースとして賃貸借処理を行っているが、契約内容等の実態からするとファイナンス・リース取引と考えられるため、今後新たに車両をリースする場合には売買取引に準じた会計処理を行う必要がある。</p>	新たなリース契約は、オペレーティング・リース取引に該当することから、オペレーティング・リース取引として、売買取引に準じた会計処理を行っている。
環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> （一財）クリーンながさき <p>【意 6-5】車両の入替について</p> <p>クリーンながさきの事業に不可欠な車両について、現地監査時点で実際の使用期間が 20 年に迫っている車両が複数台あり、車両の老朽化が進んでいることから、新規リース契約締結などにより適宜車両の入替えを行うことが望ましい。</p>	使用期間が 20 年に迫っている車両については、R5. 6 月に新規のリース契約を行った。残りの車両についても、必要に応じて車両の入替を行っていく。

所属名	意見	措置
環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ (一財) クリーンながさき <p>【意 6-6】土地建物返還時の原状回復について 2024年4月に事業所が移転予定となっており、現在使用している事業所の建物は移転後、長崎市の責任で建物の取り壊しを行う予定であることから原状回復の負担軽減の方向で長崎市と協議することが望ましい。</p>	原状復旧の程度について市と協議を実施し、可能な限り負担軽減を図った。
スポーツ振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・ (公財) 長崎市スポーツ協会 <p>【意 7-1】未使用の預金口座について 保有している4口座のうち2口座が未使用であるが、未使用の預金口座については、不正防止及び管理工数削減の観点から適宜解約することが望ましい。</p>	銀行の統合により4口座となっていたが、令和5年3月に未使用の口座を解約し、現在2つの預金口座を一般会計用、特別会計用として取引に使用している。
中央卸売市場	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎中央市場サービス（株） <p>【意 9-1】退職給付引当金について 中退共本部から支給される退職金の額が長崎中央市場サービス株式会社の退職金規程によって算定された額より少ないとときは、その差額を会社が直接支給することとしているため、差額分については退職給付引当金の計上をする必要があるが、現状、中退共本部からの支給見込額及び退職金規程に基づく支給見込額を把握していないため、金額的にどのくらいの影響があるか不明である。まずは金額の把握を行うことが望ましい。</p>	中退共の退職金試算票により金額の把握を行った。令和5年4月以降、中退共本部の支給見込額及び退職金規程に基づく支給見込額を把握し、差額分が生じる場合は、退職給付引当金を計上することとする。

所属名	意見	措置
中央卸売市場	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎中央市場サービス（株） <p>【意 9-3】 経理事務について</p> <p>現状、経理事務に特段問題は見られないが、長崎市が出資している法人であり利害関係者も多いため、社会的影響を鑑みると人為的ミスや不正を十分に防止できるような体制をとる必要がある点については今後もご留意頂きたい。また、新たに経理事務担当者を募集したり、現在ある業務をより効率化したりするためには、今後、システムの活用なども検討することが望ましい。</p>	<p>体制の見直しにより、事務員2人で経理事務を行っており、ダブルチェックにより人為的ミスや不正を防止できる体制強化を図った。</p> <p>また、業務の効率化を図るため、表計算ソフトを活用した帳簿管理などを行っている。</p>
中央卸売市場	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎中央市場サービス（株） <p>【意 9-5】 株主名簿の作成について</p> <p>事実上、「株主名簿」に類似する書類は毎期の株主総会時において作成はされているもの、今後の永続かつ安定的な経営を確保する点からも、法律上その作成が義務付けられている株主名簿については作成されることが望ましい。</p>	<p>会社法第121条に基づく株主名簿を作成した。</p>